

政策評価・事務事業評価実施後における執行者対応等検証シート

【事業名称】八王子山公園（墓所増設）整備事業

	H30年度予算額	H29年度決算額	H26年度決算額（評価実施年度）
事業費	0 円	0 円	33,960,400 円(前年度繰越含む)

○事業評価チェック表（政策評価・事務事業評価実施時における事業概要及び事業実績並びに評価結果）

PLAN	・事業の概要	八王子山公園墓地内の墓地造成可能地に 25・26 年度において墓地の最終造成を実施。19号墓所は新設のため27年度に水汲み場施設の設置を行なう。					
	・ねらい	墓基の残数が少なくなり、平成 22 年度より緊急分譲（焼骨をお持ちの方）のみ対応していたが、当墓園を望む声が多く寄せられているため増設を行い市民要望に応える。 参考：H24年度末の状況（分譲数）3,035基／（造成済数）3,365基＝（率）90.2%（残数）330基					
	・予算	平成26年度当初予算額 32,000,000円					
DO	・事業実績	現存の6・9・10・11・12・13号墓所に166基。さらに19号墓所を新設し168基を造成。計334基を増設しました。結果、墓所は1～19号墓所までの16か所（2・3・8号は欠番）となり、合計墓基数は3,699基です。					
ACTION	評価	総合評価基準		計	90/100	課題 ・市民ニーズに応じた墓地の拡充 ・墓地管理料の滞納対策 ・無縁墓地になった場合の対策 ・管理・運営方式の検討 ・管理棟の利用方法の検討	
		5	きわめて良好である	80点以上	○		5
		4	適正である	60～79点			
		3	おおむね適正である	40～59点			
		2	問題がある	20～39点			
		1	不適正である	19点以下			
決算事業評価結果表における評価	評価	今後の方向性基準評価評価（該当欄の○）		計	評価	決定理由 墓地需要がこれからも高まることが予想されることから、墓地を拡充していくことが求められているが、造成スペースや用地の確保などの問題もあることから、新たな埋葬方法を検討した上での拡充が必要である。	
		5	「拡充する」	○	5		
		4	「現状のまま継続する」				
		3	「改善・効率化し継続する」				
		2	「見直しのうえ縮小する」				
		1	「不適正である」				

○執行者対応等確認表（委員会の評価結果を受けての執行者の対応）

CHECK	事業実績の比較、評価後の改正点等	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価・事務事業評価実施後の事業実績（評価実施時との比較） 政策評価・事務事業評価実施後の改正点、または見直しを行った点（改正等を行わなかった場合は、その理由等） <p>平成27年度までに造成した墓所3,699基につきましては、平成30年7月末に完売となりました。完売後も市営墓地への利用要望が多いため、新たな埋葬方法として、既存の公園墓地管理棟を太田市八王子山公園墓地納骨堂へ改修し、平成30年4月より供用開始しているところであります。また、墓地管理料の滞納者については、現在個別訪問等を実施し徴収しているところであります。</p> <p>【納骨堂の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆期限付納骨壇(個別ロッカー式)1,500体収蔵、収蔵期間15年(経過後は永年に収蔵)、1体10万円 ◆永年合葬室 1,500体収蔵、収蔵期間永年、1体5万円
	今後の事業方針	<ul style="list-style-type: none"> 今後の事業方針（事業実績に対する評価も含む） <p>少子高齢化が進む中で、墓地の承継者問題が増加傾向にある。墓地所有者で、「墓じまい」や納骨堂への「改葬」を求める墓地承継者に対し、墓地の現状復帰等の費用の助成制度を検討している。また、墓地購入希望者に対しては、返還された墓地の再分譲が速やかに行えるよう、制度整備を検討したい。</p>

○検証結果（執行者の対応に対する委員会の評価）

ACTION	対応への評価、課題・改善点等（今後の事業展開等含む）	委員会における検証結果	
		<p>近年高まる墓地需要に対応するべく墓地の増設を行い、これ以上の用地確保が望めない状況において新たな埋葬方法として納骨堂を整備したことは、市民のニーズにも応じた取り組みであり高く評価できる。一方で、長期的には納骨堂も一杯となる時期が来ることも考えられることや、合葬を嫌うなど依然として墓地を希望する方もいることから、当面は現状で対応していただくことになると思われるが、先をしっかりと予測して、新たな墓地の整備等については慎重に計画していただけたらと考える。</p> <p>また、少子高齢化による墓地の承継者問題が増加する中で、いわゆる墓じまいについては今後も重要な課題になると思われる。墓じまいによって納骨堂へ改葬する場合など、返還する墓地の現状復帰に掛かる費用の負担軽減が図れば墓地の返還が促され、再分譲が可能となると思われることから、費用の助成については今後も検討していただくとともに、墓地の申し込み時に支払う永代使用料を墓地の返還時の現状復帰の費用に充てることも考え方の一つであるので、市民のためになる制度の確立について、検討を重ねて対応をしていっていただきたい。</p>	